

2022年（令和4年）第2回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）2月16日（水）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）2月16日（水）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）2月28日（月）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 13番 山本 明
15番 谷本 耕造 14番 須藤 薫雄 以上10名
- 8 欠席委員
5番 寶諸 孝也 8番 小林 輝仁 9番 石井 洋子 11番 下江 京子
12番 河村 昇 以上5名
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員
事務局 長 宮谷 誘治 事務局専門員 延平 光雄
事務局次長 瀧川 滋雄 以上3名

11 議事内容

午前 10時00分

| | |
|------|---|
| 事務局長 | ただいまから、2022年（令和4年）第2回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長，会議の進行をお願いします。 |
| 会長 | — 開会挨拶 — |
| 会長 | それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。 |
| 議長 | 最初に，総会の成立を申し上げます。 |
| 議長 | 委員総数15名のうち，出席委員10名，欠席委員5名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。 |
| 議長 | 続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行いません。 議席番号2番 上田 憲一郎委員と議席番号10番 安原 理雄委員に お願いします。 |
| 議長 | 議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。 |
| 事務局 | 2022年（令和4年）第2回総会議案書 追加・訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）2ページ5番が取り下げ。 同じく7ページ11が取り下げ。 同じく11ページ33番が取り下げ。説明は以上です。 |
| 議長 | それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 |

| | |
|------------------|--|
| 議 長 | <p>東部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 1 番 佐藤 | <p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では2月21日午前8時半から15時と、2月22日午前8時半からの現地調査に続き、午前11時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号17件、議案第4号2件、議案第5号2件、合計22件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番について報告します。</p> <p>1番は、坪生町六丁目の1筆362㎡の畑を岐阜市の親族である渡人から、春日町浦上の受人が申請地を贈与されるものです。</p> <p>場所は、坪生保育所から北東470m、坪生小学校から北東へ1,300mです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 4番 野田 | <p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、2月24日の午前11時20分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名全員の出席により、議案第1号1件、議案第2号2件、議案第3号19件、議案第4号3件、合計25件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番について報告します。</p> <p>沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>松永地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 7番 岡本 | <p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、2月24日、午前8時40分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により、議案第1号4件、議案第3号8件、議案第4号2件、合計</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>委員 7番 岡本 続き</p> | <p>14件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番、4番、6番、7番について報告します。</p> <p>3番は、本郷町の受人が、同居の父親である渡人から譲受け、耕作を継続するもので、イ草、野菜、果樹などを栽培する計画です。</p> <p>4番は、東村町の学校法人が、東村町の渡人と賃借権を設定し、教育実習用農園として、イ草を栽培する計画です。</p> <p>6番と7番は、関連案件です。藤江町の受人が、6番で同町の渡人から譲受け、7番で同町の渡人と賃借権を設定し、新規就農をするもので、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、2月24日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分、北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員はコロナ対策により委員13名のうち8名の出席により、議案第1号6件、議案第2号1件、議案第3号4件、議案第4号3件の合計14件について審議いたしました。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2ページの8番から3ページの13番について報告をします。</p> <p>8番は、芦田町の借受人が、同町の貸出人から、使用賃借権を設定して申請地を借受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>9番は、加茂町の受人が、現在、申請地を借受けて耕作していますが、このたび、同町の渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>10番は、京都府木津川市の受人が、駅家町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>11番は、府中市の受人が、新市町の渡人から申請地を譲受け、新規就農により樅（しきみ）を栽培するものです。</p> <p>12番は、駅家町の渡人から、同町の受人に申請地を贈与により譲受け、受人は新規就農により野菜を栽培するものです。</p> <p>13番は、新市町の受人が、東京都江東区の渡人から申請地を譲受け、水稻</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>委員 10番 安原 続き</p> | <p>を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済或いは確保予定であり、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 13番 山本</p> | <p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、2月24日、午前9時から現地調査を行い、午前11時40分から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号2件、議案第2号2件、議案第3号12件の合計16件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ14番と15番について報告します。</p> <p>14番は、高齢で労力不足となった川南の渡人が所有する川北の畑1筆130㎡について、隣地を耕作している川北の受人が譲り受けて、季節野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>15番は、徳田の田1筆619㎡のうち農機具倉庫部分を除いた572.4㎡と東中条の田2筆1,400㎡について、高齢となった東中条の父から、子で農業後継者の徳田の借人が、期間を定めない使用貸借権を設定して借り受けて耕作し、農業経営の移譲を図るものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、受人は農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 議長 | これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | — 質問等なし — |
| 議長 | 質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | — 全員挙手 — |
| 議長 | 全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。 |
| 議長 | 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。 |
| 委員 4番 野田 | 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番と2番について報告します。 1番は、津之郷町の申請人が、申請地に住宅1棟を建築するものです。 場所は、津之郷小学校の東、約400メートルです。 2番は、津之郷町の申請人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。 場所は、津之郷小学校の北東、約300メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。 |
| 議長 | 北部地区の報告をお願いします。 |
| 委員 10番 安原 | 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5ページの3番について報告します。 3番は、駅家町の申請人が、申請地に農家住宅を建築するものです。 場所は、宜山小学校の北西、約500メートルのところですか。 |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。 以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 13番 山本</p> | <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ4番と5番について報告します。 4番は、湯野の申請人が、高齢で労力不足となり、農業後継者もいないため、申請地である湯野の田1筆1,042㎡について、周辺で需要のある建売住宅3棟を建築供給するものです。 5番は、西中条の申請人が、高齢で労力不足となり、農業後継者もいないため、申請地である西中条の畑2筆合計655㎡に、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。 現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障なく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第2号の4番は井原鉄道井原湯野駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。 その他の案件は農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第2号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 議長 | <p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>— 質問等なし —</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>— 全員挙手 —</p> |
| 議長 | <p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委員 1番 佐藤 | <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の6頁1番から9頁の18番について報告します。</p> <p>1番～5番は関連案件で、併用地の314.99㎡を含む所要面積6,211.99㎡で建売住宅21棟を受人である伊勢丘三丁目の法人が建設するものです。</p> <p>1・3・4・5番は、所有者がそれぞれ違いますが蔵王町一丁目の渡人からです。</p> <p>2番は、南蔵王町二丁目の渡人からです。 場所は、蔵王小学校から南西へ15m～160mです。</p> <p>7頁6番は、南蔵王町二丁目の譲渡人から蔵王町の譲受人が購入し、蔵王町の畑を露天駐車場及び宅地の拡張するものです。 場所は、福山市民病院から北へ570mです。</p> <p>7番は、大門町三丁目の渡人から、札幌市白石区の受入である法人が、大門町大字津之下の申請地を賃借し、店舗を一棟設置するものです。 場所は、旭丘小学校から東へ440m、日本鋼管福山病院から北西140mです。</p> <p>8番は、春日町宇山の譲渡人から、南蔵王町五丁目の譲受人である法人が、春</p> |

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>委員 1 番 佐藤 続き</p> | <p>日町大字宇山の申請地を購入し、露天資材置場にするものです。</p> <p>場所は、春日小学校から北西へ1, 400mです</p> <p>9番は、東京都狛江市の譲渡人から、春日町浦上の譲受人が、春日町大字浦上の申請地を購入し、進入路にするものです。</p> <p>場所は、春日小学校から南西へ350mです。</p> <p>10番は、9番に隣接する土地で春日町浦上の渡人から、同居の親族である受人が、春日町大字浦上の申請地を使用貸借し、住宅を建築するものです。</p> <p>場所は、春日小学校から南西へ355mです。</p> <p>11番は取下げ案件です。</p> <p>8頁12番は坪生町の譲渡人から、坪生町三丁目の譲受人である法人が、坪生町の申請地を購入し、露天資材置場にするものです。</p> <p>場所は、坪生小学校から北東へ640mです。</p> <p>13番は千田町千田の譲渡人から、千田町千田の歯科医院を経営する譲受人が、千田町大字千田の申請地を購入し、露天駐車場にするものです。</p> <p>場所は、千田小学校から北東へ700mです。</p> <p>14番は千田町二丁目の譲渡人から、引野町五丁目の譲受人である法人が、千田町大字千田の申請地を購入し、特定建築条件付土地として分譲宅地にするものです。</p> <p>場所は、千田小学校から南東へ820mです。</p> <p>15番は日吉台二丁目の譲渡人から、東京都江東区の譲受人である法人が、御幸町大字上岩成の申請地を購入し、併用地とあわせ建売住宅4棟を建築するものです。</p> <p>場所は、御幸小学校から北へ1, 500mです。</p> <p>16番は岡山県赤磐市の譲渡人から、南蔵王町六丁目の譲受人である法人が、御幸町大字上岩成の申請地を購入し、併用地とあわせ建売住宅8棟を建築するものです。</p> <p>場所は、御幸小学校から北へ1, 400mです。</p> <p>17番は駅家町江良の譲渡人から、御幸町下岩成の譲受人である法人が、御幸町大字下岩成の申請地を購入し、建売住宅2棟を建築するものです。</p> <p>場所は、御幸小学校から北西へ960mです。</p> <p>9頁18番は17番と同じ駅家町江良の譲渡人から、御幸町下岩成の譲受人である法人が、御幸町大字下岩成の申請地を購入し、建売住宅7棟を建築するものです。</p> <p>場所は、御幸小学校から西へ925mです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
|---------------------------------|---|

| | |
|---|---|
| <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>4番</p> <p>野田</p> | <p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の19番から38番について報告します。</p> <p>19番は、本郷町の受人が、瀬戸町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、瀬戸小学校の東、約700メートルです。</p> <p>20番は、木之庄町の法人が、山手町の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の南西、約200メートルです。</p> <p>21番と22番は関連案件です。</p> <p>三吉町の法人が、2人の渡人から賃借権を設定して申請地を借り受け、太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の南西、約250メートルです。</p> <p>23番と24番は関連案件です。</p> <p>松永町の受人が、2人の渡人から賃借権を設定して申請地を借り受け、太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の南、約500メートルです。</p> <p>25番と26番は関連案件です。</p> <p>東川口町の法人が、2人の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅4棟を建築するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の南西、約200メートルです。</p> <p>27番から29番は関連案件です。</p> <p>東川口町の法人が、3人の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅6棟を建築するものです。</p> <p>場所は、山手小学校の南西、約200メートルです。</p> <p>30番は、瀬戸町の受人が、赤坂町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、市立福山高校の南西、約800メートルです。</p> <p>31番は、千田町の受人が、津之郷町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。</p> <p>場所は、津之郷小学校の東、約300メートルです。</p> <p>32番は、松永町の法人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、長屋住宅1棟及び戸建住宅3棟を建築するものです。</p> <p>場所は、津之郷小学校の東、約200メートルです。</p> <p>34番と35番は関連案件です。</p> <p>津之郷町の受人が、2人の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するも</p> |
|---|---|

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>委員 4番 野田 続き</p> | <p>のです。</p> <p>場所は、山陽自動車道下り線福山サービスエリアの東、約300メートルです。</p> <p>36番は、大阪府摂津市の法人が、東京都江戸川区の渡人から申請地を譲り受け、工場として整備するものです。</p> <p>場所は、天神山下交差点の北、約400メートルです。</p> <p>37番は、引野町の法人が、水呑町の渡人から申請地を譲り受け、分譲宅地（特定建築条件付土地）として整備するものです。</p> <p>場所は、福山商業高校の南西、約800メートルです。</p> <p>38番は、春日町の法人が、曙町の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、箕島小学校の東、約700メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>松永地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 7番 岡本</p> | <p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、39番から46番について報告します。</p> <p>39番から41番は関連案件です。松永町四丁目の法人が、神村町の受人3人から譲受け、建売住宅17棟を建築するものです。場所は、松永高校から、東へ約220メートルのところですか。</p> <p>42番から44番も関連案件です。東村町の法人が、本郷町の渡人3人から譲受け、露天駐車場、公衆用道路、緑地及び露天資材置場を設置するものです。場所は、二ツ池から、南へ約310メートルのところですか。</p> <p>45番と46番も関連案件です。柳津町二丁目の受人が、尾道市向島町の渡人から譲受け、駐車場と庭を設置するものです。場所は、新池五差路から、西へ約900メートルのところですか。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の14ページの47番から50番について報告します。</p> <p>47番と48番は関連案件で、明神町二丁目の受人である法人 外1法人が、47番で加茂町の渡人と、48番で兵庫県神戸市西区の渡人からそれぞれ申請</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>委員 10番 安原 続き</p> | <p>地を譲受け、建売住宅8棟を建築するものです。 場所は、加茂小学校の北東、約500メートルのところ です。 49番は、北吉津町四丁目の受人である法人が、大阪府枚方市の渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。 場所は、ふたば保育所の南東、約700メートルのところ です。 50番は、南蔵王町三丁目の法人である受人が、駅家町の渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。 場所は、駅家中学校の西、約500メートルのところ です。 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>神辺地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 13番 山本</p> | <p>一議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」14ページ51番から16ページ62番について報告します。 51番と52番は、関連案件です。 土木工事・不動産業を営む御幸町の法人が、51番の徳田の田1筆635㎡と52番の徳田の田3筆929㎡を、千葉県浦安市と埼玉県川越市の渡人からそれぞれ譲り受けて、合計1,564㎡に周辺で需要のある建売住宅8棟を建築供給するものです。 53番は、宅地建物取引業を営む南手城町の法人が、北美台の渡人から申請地の徳田の田1筆438㎡を譲り受けて、併用地2,98㎡と併せた440,98㎡に周辺で需要のある建売住宅2棟を建築供給するものです。 54番は、久松台の受人が、徳田の渡人から申請地である徳田の田1筆569㎡を譲り受けて、周辺で需要のある共同住宅1棟を建築供給するものです。 55番は、湯野の受人が、親族である箱田の渡人から申請地の箱田の田1筆498㎡に使用貸借権を設定して借り受けて、自己居住用住宅を建築するものです。 56番は、建設業を営む湯野の法人が、能島の渡人から申請地である西中条の田1筆1,418㎡を譲り受けて、事業拡大に伴い必要となった建設資材及び建設車両の露天資材置場を整備確保するものです。 57番と58番は、関連案件です。 宅地建物取引業を営む南手城町の法人が、57番の道上の畑1筆342㎡と58番の道上の畑1筆250㎡を、伊勢丘と十三軒屋の渡人からそれぞれ譲り受けて、併用地211,25㎡と併せた合計803,25㎡に周辺で需要のある建売住宅3棟を建築供給するものです。 59番は、不動産賃貸業を営む幕山台の法人が、道上の渡人から申請地であ</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>委員 13番 山本 続き</p> | <p>る道上の田1筆761㎡を譲り受けて、周辺で需要のある長屋住宅1棟を建築供給するものです。</p> <p>60番は、水呑町の受人が、広島市佐伯区の渡人から申請地である道上の田2筆合計592㎡を譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅3棟を建築供給するものです。</p> <p>61番は、引野町の受人が、父である上御領の渡人から申請地の上御領の畑1筆219㎡を譲り受けて、自己居住用住宅を建築するものです。</p> <p>62番は、リサイクル業を営む岡山県浅口郡里庄町の法人が、下御領の渡人から申請地の下御領の田2筆合計2,480㎡を譲り受けて、事業拡大に伴い必要となった資材及び業用車両保管のための露天資材置場として利用するものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれも日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>J R 福塩線湯田村駅からおおむね500メートル以内に農地が存在する案件が51番、52番、同じく道上駅からおおむね500メートル以内に農地が存在する案件が53番、54番、57番、58番、60番で第2種農地として判断されます。</p> <p>59番はJ R 福塩線道上駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「1番から5番」、「21番と22番」、「23番と24番」、「39番から41番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。説明は以上です。</p> |

| | |
|------------------|--|
| 議 長 | <p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>— 質問等なし —</p> |
| 議 長 | <p>質問等がないようですので、採決します。 議案第3号の「1番から5番」、「21番と22番」、「23番と24番」、「39番から41番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>— 全員挙手 —</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手により、議案第3号の「1番から5番」、「21番と22番」、「23番と24番」、「39番から41番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p> |
| 議 長 | <p>次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p> |
| 委 員 1 番 佐藤 | <p>議案第4号「非農地証明について」の17頁1番～2番について、報告します。 1番は、広島市東区の申請人で、1985年（昭和60年）4月ころから耕作放棄していたところ、原野となったものです。 場所は、深津小学校から南西へ500mです。 2番は、引野町北四丁目の申請人で、1970年（昭和45年）4月ころから耕作放棄していたところ、山林となったものです。 場所は、高屋保育所から西へ140mです。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。</p> |
| 議 長 | <p>西部地区の報告をお願いします。</p> |

| | |
|--------------------------|---|
| <p>委員 4番 野田</p> | <p>議案第4号「非農地証明について」の3番から5番について報告します。</p> <p>3番は、沼隈町の申請人が、昭和46年10月から住宅敷地として利用し、現在に至っております。</p> <p>場所は、天神山下交差点の南、約700メートルです。</p> <p>4番は、水呑町の申請人が、1379番については、昭和53年頃から擁壁として利用し、他の2筆については、昭和41年以前から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、水呑小学校の北西、約400メートルです。</p> <p>5番は、山口市の申請人が、平成10年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、内海支所の南、約3.6キロメートルです。</p> <p>なお、5番は、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>松永地区の報告をお願いします</p> |
| <p>委員 7番 岡本</p> | <p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の6番と7番について報告します。</p> <p>6番は、本郷町の申請人が、昭和60年頃から宅地として利用していたものです。場所は、本郷小学校から、南西へ約230メートルのところですか。</p> <p>7番は、柳津町の申請人が、昭和37年頃から宅地として利用していたものです。場所は、柳津小学校から、東へ約600メートルのところですか。</p> <p>なお、7番は、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>北部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 10番 安原</p> | <p>議案第4号「非農地証明について」の17ページの8番から10番について報告します。</p> <p>8番は、神辺町の申請人が、平成10年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。</p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>委員 10番 安原 続き</p> | <p>場所は、広瀬保育所の南東、約2.4キロメートルのところ 9番は、駅家町の申請人が、平成30年7月豪雨災害により土砂等の流入により耕作困難であり雑種地となっております。 場所は、服部南保育所の南東、約1.5キロメートルのところ 10番は、松永町四丁目の申請人が、昭和42年10月から住宅敷地として利用し、現在に至ります。 場所は、網引小学校の北、約700メートルのところ 現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 質問等なし —</p> |
| <p>議長</p> | <p>質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 全員挙手 —</p> |
| <p>議長</p> | <p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p> |
| <p>委員 1番 佐藤</p> | <p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は、18頁1番～2番について報告します。 1番は、申請人である子が引野町五丁目の農地1筆429㎡を相続し営農していくものです。 場所は、一ツ橋中学校から北へ400mです。</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>委員 1番 佐藤 続き</p> | <p>2番は、申請人である養子が川口町五丁目の農地1筆2,208㎡を相続し、このうち進入路等を除く2100.08㎡を営農していくものです。</p> <p>場所は、多治米小学校から東へ370m、川口西保育所から西へ260mです。現地確認を行いました。申請地は適正に管理されていたので証明妥当と判断しました。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 質問等なし —</p> |
| <p>議長</p> | <p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>— 全員挙手 —</p> |
| <p>議長</p> | <p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。</p> |
| <p>議長</p> | <p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>その前にひとつ修正させてください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について許可相当として採決いただきましたが、5頁3番の案件について第1種農地でしたので意見聴取案件となります。このことについて了承して頂けないでしょうか。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局から意見がありましたが、了承してよろしいでしょうか。</p> <p>了承いただける委員は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | — 全員挙手 — |
| 議長 | 全員挙手により、事務局の提案は了承します。 |
| 議長 | 次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。 |
| 事務局 | <p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の19ページから24ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、21件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、25ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、26ページから31ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条7件、5条33件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、32ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。4件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、33ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が4件ありました。</p> <p>次に、34ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、4件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p> |
| 議長 | ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | — 質問等なし — |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>質問等もないようですので、以上をもちまして2022年（令和4年）第2回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は3月30日開催の予定です。</p> |
| 事務局長 | <p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p> |

午前11時00分閉会